

# 公益財団法人山梨YMCA 給付型奨学生 募集要項

2026年2月1日

公益財団法人山梨YMCAは、未成年者の保育・教育及び青少年の健全育成に資する教育事業を遂行するために不可欠な、保育士、臨床心理士、看護師、社会福祉士等の育成に寄与するため、修学意欲はあるが経済的事由によって苦難を強いられている人に対し、奨学金を給付します。

## 【応募資格】次の各号のすべてに該当する人

- ① 保育士、臨床心理士、看護師、社会福祉士等の資格取得を目指し、大学（大学院を含む。）、短期大学、専門学校等において修学している人、又は修学しようとしている人
- ② 奨学金受給中、本財団が実施する事業に積極的に参加、協力が可能な人
- ③ 応募者の世帯における※主たる生計維持者の年間所得の合計が以下の基準を満たしてあるもの。（※父母がいる場合は父母双方、父母がいざれかの場合はその片方、父母がない場合は主に生計を維持しているもの）

## ※ 所得基準

世帯人数	給与所得 (源泉徴収票の支払金額)	給与所得以外 (確定申告等の所得金額)
2人世帯	500万円以下	200万円以下
3人世帯	600万円以下	250万円以下
4人世帯	700万円以下	300万円以下
5人世帯	800万円以下	370万円以下
6人世帯	900万円以下	470万円以下

- ◎ 1世帯において給与所得と給与所得以外の両方がある場合は、給与所得及び給与所得以外の所得が、それぞれ上記表の基準を満たしていることとする

※他の奨学金を受給している人の応募も可能です。

## 【給付金額】年額30万円

（年額を2回に分けて、原則として5月と10月の一定日に本人名義の口座に直接振り込む方法で給付します。）

**【給付期間】** 2年

(給付期間終了後、引き続き奨学金の受給を希望する場合は、再度応募することができます。)

**【給付人数】** 年5名以内

**【応募方法】**

- ・ 願書等の取得 当財団ホームページよりダウンロードしてください。
- ・ 提出書類
  - ① 願書
  - ② 課題作文 … 指定されたテーマについて、800字以上～1200字以下で、所定の用紙に記入してください。

※ 2026年度課題作文テーマ

「これまでを振り返って学んできたこと、これから学びたいこと」

③ 前年の主たる生計維持者の所得がわかる書類

- ・ 父母がいる場合は父母双方、父母がいずれかの場合はその片方、父母がいない場合は、主に生計を維持している者の所得がわかる書類を提出してください。
- ・ 給与所得のみの場合は源泉徴収票の写し(勤務先が複数ある場合はすべて提出)、給与所得以外の所得がある場合は、申告済確定申告書等の写しを添付してください。付表がある場合は、付表も必ず添付してください。
- ・ 無職で収入のない場合は所得証明書または非課税証明書、生活保護世帯は生活保護決定通知書、年金受給者は年金額確定通知書(いずれも支給金額記載のもの)を添付してください。

**【提出期限】** 12月末までに、次の提出先へご提出ください。

(メール・郵送・持参 いずれも可)

※ ただし、2025年度に限り、提出期限を2026年2月27日(金)とします。

**【提出先】** 〒400-0032 山梨県甲府市中央3-10-7

公益財団法人山梨YMCA

総主事 中田純子 宛

電話 055-235-8543

メール j.nakada@yamanashiymca.org

**【選考及び採用】** ・選考は、書類審査と面接(書類審査合格者のみ)によって行います。

(面接に際し交通費 2,000円を支給します。)

・面接終了後、2月末までに採用を決定し、採用者に通知します。

※ ただし、2025年度に限り、2026年3月19日(木)までに通知します。

**【奨学生の義務】** 奨学生は、次の各号に定める義務を履行する必要があります。

- ①毎年4月末までに、在学証明書を本財団に提出すること。
- ②本財団が年1回開催する奨学生による報告会に参加すること。  
やむを得ない理由で報告会に参加できない場合は、理由書を提出し、理事長の承諾を得ること。

**【給付の取消】** 奨学生が次の事由に該当するときは、奨学金の給付を取り消される場合があります。

- ①正当な理由なく、奨学生の義務を履行しないとき
- ②刑事事件を犯したとき
- ③反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ④提出書類に虚偽の記載を行うなど、不正が判明したとき
- ⑤その他、奨学生として適当でないと認められたとき

**【奨学金の返還】** 奨学生は、奨学金返還の義務を負いません。

ただし、給付取消の処分を受けた場合は、既に支給した奨学金全額の返還を請求される場合があります。

### ～ 奨学金に関する問い合わせ先 ～

〒400-0032 山梨県甲府市中央3-10-7

公益財団法人山梨YMCA（担当）総主事 中田純子

電話 055-235-8543

FAX 055-235-8553

メール [j.nakada@yamanashiyymca.org](mailto:j.nakada@yamanashiyymca.org)

HP <http://www.yamanashiyymca.or>